

**学校内での感染防止対策の強化**  
(令和4年1月18日～まん延防止等重点措置終了まで)

**1 考え方**

「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、感染の拡大を防ぐため、

① 接触機会を減らす

特に、最終学年は進路への影響を考慮し、他学年との接触を極力行わないよう留意する

② マスクを外す活動を制限する

特に、感染リスクが高いとされている活動は行わない

**上記の観点から対策を強化**

**2 教育活動**

- ・ 県外での活動は行わない

なお、既に計画済の行事については、感染防止対策を徹底する

- ・ 保護者等を学校内に招く行事（※進路指導は除外）は行わない

（学校外の施設を利用する場合の保護者参加の可否は学校の判断とする）

**3 部活動**

- ・ 活動は、公式試合関連を除き、県外での活動を行わない

- ・ 練習試合・合同練習・合宿は県内外を問わず、行わない

（公式試合に向けた県内での練習試合は可）

- ・ 3年生は、他の3年生への感染拡大を防止するため、公式試合関連を除き、参加を禁止

**4 その他**

- ・ 生徒の健康観察を徹底し、同居家族に発熱等の症状がある場合や濃厚接触の疑いに伴うPCR検査を受けている場合は登校しない。

（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）

- ・ 感染が不安で休ませたいと相談のあった生徒については、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合は、欠席扱いしない。

- ・ 出席停止期間中には、ICTの活用も含めた学習支援に配慮する。